

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月1日から同年4月1日まで

終戦後、A社（現在は、B社。）に入社した後は、途中退社することなく定年まで継続して勤務した。その後、役員就任により資格喪失し、その2年後に常勤監査役となり、再度資格取得しているが、申立期間については継続して勤務していた時期であるので、厚生年金保険記録が欠落していることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員名簿から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和31年3月1日にA社C工場から同社D本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和31年4月の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成15年8月12日の標準賞与額に係る記録を5万円、同年12月22日の同記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年8月12日  
② 平成15年12月22日

申立期間にA社から支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、同社は当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかった。同社は平成21年になって、この届出漏れに気づき、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料を時効により納付できず、年金記録に反映されていない。厚生年金保険料を控除された事実があるので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給控除一覧表及び社会保険事務所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①については5万円、申立期間②については10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行

っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 61 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 61 年 6 月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付の事実が確認できないとの回答を受けたが納付できない。

私は、申立期間についてはA市及びB市に居住していたが、収入が少なかったため、C市で開業医をしていた父が私の生活費等を援助してくれており、父からは国民年金保険料についても納付したと聞いている。現在納付記録がある昭和 61 年 7 月ころは、私自身も収入を得るようになっていたので、国民年金保険料も私自身が納付していたと思う。両親ともに亡くなり、実家も建て替えたため証拠となるような資料は無いが、父が国民年金保険料を納付してくれていた期間がすべて抜け落ちていると考えている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の当初は、C市に居住していた私の父親が私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。」と主張しているが、現在確認できる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 10 月ころに払い出されていることが確認でき、オンライン記録によると、申立期間直後の 61 年 7 月から 63 年 3 月までの保険料は、同年 10 月から平成元年 4 月にかけて過年度納付されていることが確認できることから、当該納付がされた時点では、申立期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができなかったものと考えられ、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人及びその父親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、納付手続を行

ったとされる申立人の父親は既に死亡しているため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月、同年 7 月から 39 年 3 月までの期間、44 年 7 月から 46 年 3 月までの期間及び 47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月  
② 昭和 37 年 7 月から 39 年 3 月まで  
③ 昭和 44 年 7 月から 46 年 3 月まで  
④ 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで

国民年金制度が発足したころは、会社勤めをしていたが、厚生年金保険には加入していなかったため国民年金に加入した。地区の集会場で自治会の担当者（既に死亡）が手続をしてくれた。保険料も地区の担当者が集金してくれていたため妻が納付していた。保険料は全部納付していたと思っていたが、昭和 50 年ころ、これまで納付していなかった期間の保険料をまとめて納付するようとの通知をもらった。納付すれば全部納付したことになると言われたのでまとめて納付した。金額は 4 万 2,000 円くらいだったと思う。全期間納付したと思っていたが、未納期間があると言われ、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納期間の保険料については、さかのぼって一括納付したと主張しているところ、申立人の被保険者名簿及び被保険者台帳によれば、昭和 54 年 9 月に特例納付勧奨状を送付した旨の記載があることや第 3 回目の特例納付期間に、11 か月分の保険料を特例納付していたことが確認でき、納付した保険料額は申立人が主張している金額とほぼ一致している上、この時点で申立人は、60 歳まで保険料を納付しても、申立人の受給資格期間 216 か月に 11 か月不足する状況であったことから、受給資格期間を満たすのに必要な納付月数を考慮して、第 3 回特例納付により、不足する期間の保険料を特例納

付したものと推認できる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無く、申立期間の一部期間については、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻の保険料も未納となっているなど、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 12 年 3 月まで

社会保険庁(当時)から送られて来たねんきん特別便を見たところ、私がA社において厚生年金保険被保険者であった期間の標準報酬月額が、同社から実際に支給されていた給与額を下回っていた。実際に支給されていた給与額は、源泉徴収票及び市民税・県民税課税明細に記載されているとおり高額だったので、標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改訂又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

申立人が所持している昭和 60 年分、63 年分、平成元年分及び 11 年分の源泉徴収票並びに 9 年度、11 年度及び 12 年度の市民税・県民税課税明細の写しによると、記載されている給与収入額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う年間給与収入額より高額であると推認できる。

しかしながら、申立人の給与支給額の決定方法について、申立人は、「毎月、元事業主によって決められた営業利益のノルマを達成すると、希望する手取り額が給与として支給されていた。」と主張しているところ、A社の元事業主は、「昭和 60 年ころ、申立人と給与支給額について対立するようになったため、

毎月達成すべき営業利益額を定め、達成した月については、申立人が希望する手取り金額を支給する取決めをしたものの、総支給額から各種法定控除額を減算する方法では無かったため、申立人の社会保険料等については、同社が得た営業利益から全額を負担していた。また、このことにより会社の財務状況が悪化したため、申立人に対して、申立人の標準報酬月額を実際の給与支給額より低い金額で社会保険事務所（当時）に届け出ることを伝えた。」と供述している上、元事業主が相談を持ちかけたとする元商工会職員は、「同社の元事業主から、申立人は給与から社会保険料を控除されることを望まないため、同社が申立人に代わって負担している被保険者負担分の社会保険料が経営を圧迫していることについて、どのようにしたら良いかという内容の相談を複数回受けた記憶がある。」と供述している。

さらに、申立人が所持している源泉徴収票及び市民税・県民税課税明細について、元事業主は、「源泉徴収票に記載した社会保険料等控除額は、申立人の所得税減免を目的として課税対象所得を少なくするために、申立人が負担していない社会保険料額等を記載した。」と供述している上、A社において、従業員に係る給与明細書は作成されていたものの、申立人に係る給与明細書は作成されておらず、申立人と従業員では給与支給に関して取扱いが異なっていたことがうかがえるため、源泉徴収票及び市民税・県民税課税明細が申立人の給与の実態を表しているか否か確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 12 年 3 月まで

社会保険庁(当時)から送られて来たねんきん特別便を見たところ、私がA社において厚生年金保険被保険者であった期間の標準報酬月額が、同社から実際に支給されていた給与額を下回っていた。実際に支給されていた給与額は、源泉徴収票及び市民税・県民税課税明細に記載されているとおり高額だったので、標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改訂又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

申立人が所持している平成11年分の源泉徴収票並びに9年度から12年度までの市民税・県民税課税明細の写しによると、記載されている給与収入額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う年間給与収入額より高額であると推認できる。

しかしながら、申立人の給与支給額の決定方法について、申立人は、「毎月、元事業主によって決められた営業利益のノルマを達成すると、希望する手取り額が給与として支給されていた。」と主張しているところ、A社の元事業主は、「昭和60年ころ、申立人と給与支給額について対立するようになったため、

毎月達成すべき営業利益額を定め、達成した月については、申立人が希望する手取り金額を支給する取決めをしたものの、総支給額から各種法定控除額を減算する方法では無かったため、申立人の社会保険料等については、同社が得た営業利益から全額を負担していた。また、このことにより会社の財務状況が悪化したため、申立人に対して、申立人の標準報酬月額を実際の給与支給額より低い金額で社会保険事務所（当時）に届け出ることを伝えた。」と供述している上、元事業主が相談を持ちかけたとする元商工会職員は、「同社の元事業主から、申立人は給与から社会保険料を控除されることを望まないため、同社が申立人に代わって負担している被保険者負担分の社会保険料が経営を圧迫していることについて、どのようにしたら良いかという内容の相談を複数回受けた記憶がある。」と供述している。

さらに、申立人が所持している源泉徴収票及び市民税・県民税課税明細について、元事業主は、「源泉徴収票に記載した社会保険料等控除額は、申立人の所得税減免を目的として課税対象所得を少なくするために、申立人が負担していない社会保険料額等を記載した。」と供述している上、A社において、従業員に係る給与明細書は作成されていたものの、申立人に係る給与明細書は作成されておらず、申立人と従業員では給与支給に関して取扱いが異なっていたことがうかがえるため、源泉徴収票及び市民税・県民税課税明細が申立人の給与の実態を表しているか否か確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 15 日から 35 年 9 月 20 日まで

ねんきん特別便にA社で勤務した時期の厚生年金保険加入記録が記載されていなかったため、社会保険事務所（当時）に照会したところ、同社は厚生年金保険の適用事業所として確認できないことから、私も厚生年金保険の被保険者では無いとする回答が届いた。

しかしながら、A社に入社した際に、健康保険被保険者証及び厚生年金保険被保険者証を手渡された記憶があり、厚生年金保険に加入していたはずなので、年金記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、B郡C町D（現在は、E市D）にあったA社に勤務したと主張しており、E市商工会の職員は、「資料は残っていないものの、昭和30年代の一時期において、Aという名称の事業所は当商工会の会員であった。」と供述している。

しかしながら、オンライン記録及び事業所番号等索引簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当した記録は確認できない。

また、A社の所在地を管轄する法務局に照会したが、商業登記は無い上、申立人は、申立期間当時の同社の代表取締役及び同僚の氏名を憶えていないことから、申立期間の同社における厚生年金保険の取扱い及び申立人の同社での勤務実態に関する供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。